

委員会規程加筆

第2条（委員会の設置）

定款41条に従い、理事会の下部機関として、次の委員会を置く。

- (1) 競技力強化推進部門
- (2) 医科学委員会
- (3) 総務委員会
- (4) アスリート委員会
- (5) 財務委員会
- (6) コンプライアンス委員会

第3条（委員会の所管業務）

各委員会の所管業務は次のとおりとする。

(1) 競技力強化推進

ア 競技力向上事業

- ① 国際競技会へ派遣する選手の選考基準案の策定
- ② 選考基準に基づく選手の選考案の策定
- ③ 強化合宿の企画及び実施
- ④ 強化に関する補助金・助成金の申請及び受給に関する業務（会員個人が直接受給する場合も含む）
- ⑤ トレーナーの養成及び管理
- ⑥ 上記のほか選手の強化及び競技力向上に関する事項について、理事会に意見を具申し、理事会の諮問に応じること

イ 発掘 次世代育成

- ① 指導普及に関する各種行事の企画及び実施
- ② 車いすカーリング競技の技術の指導、調査および研究
- ③ 車いすカーリングの指導者の養成
- ④ 指導普及に関する補助金・助成金の申請及び受給に関する業務
- ⑤ 上記のほか車いすカーリングの指導及び普及に関する事項について、理事会に意見を具申し、理事会の諮問に応じること

ウ 競技運営

- ① 車いすカーリングの国際競技会及び国内競技会の企画、主催又は主管
- ② 会員が主催する国内競技会に対する助言及び指導
- ③ 車いすカーリングに関する競技施設及び競技用具の確保
- ④ 車いすカーリングの競技規則の周知及び教育
- ⑤ 車いすカーリングの審判の養成及び管理

⑥ 車いすカーリング競技に関する補助金・助成金の申請及び受給に関する業務

⑦ 上記のほか車いすカーリング競技に関する事項について、理事会に意見を具申し、理事会の諮問に応じること

(2) 医科学委員会

① ドーピング検査の企画及び実施

② アンチ・ドーピングの啓発

③ スポーツ外傷対策（予防、治療）の策定

④ スポーツ医科学に基づくトレーニング法の提案

⑤ 医科学に関する補助金・助成金の申請及び受給に関する業務

⑥ 上記のほかスポーツ医科学に関する事項について、理事会に意見を具申し、理事会の諮問に応じること

(3) 総務委員会

① 定款変更案及び各種規程の制定・改廃案の策定

② 当法人が締結する契約に関する助言

③ 当法人が保有する知的財産権の管理

④ 当法人の広報に関する助言及び指導

⑤ 事務局の運営に関する助言及び指導

⑥ 上記ほか当法人の総務に関する事項について、理事会に意見を具申し、理事会の諮問に応じること

(4) アスリート委員会

① 選手の競技活動・競技力向上に関する事項

② 車いすカーリング競技の発展、振興、普及に関するアスリートとしての助言

③ 選手の生活に関する事項

④ 当協会の運営にアスリートの意見を反映させるための活動

⑤ 上記ほかアスリートに関する事項について、理事会に意見を具申し、理事会の諮問に応じること

(5) 財務委員会

① 当法人の財務（特に補助金・助成金の受給関係）管理の支援

② 当法人に関する補助金・助成金に申請及び受給に関する業務

③ 上記ほか当法人の財務に関する事項について、理事会に意見を具申し、理事会の諮問に応じること

(6) コンプライアンス委員会

① 当法人のコンプライアンスの強化及び推進

② コンプライアンス相談窓口の運用及び管理

③ 上記ほか当法人のコンプライアンスに関する事項について、理事会に意見を具申し、理事会の諮問に応じること